

令和2年8月31日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段：輸入基準数量	上段：輸入数量	差分
		下段：協定対象外輸入基準数量	下段：協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	28トン	77トン
		41トン	28トン	13トン
3	クリーム	34トン	12トン	22トン
		22トン	12トン	10トン
4	粉乳類	55,605トン	10,730トン	44,875トン
		53,962トン	10,513トン	43,449トン
5	無糖れん乳	1,887トン	664トン	1,223トン
		2,546トン	664トン	1,882トン
6	加糖れん乳	2,264トン	69トン	2,195トン
		1,851トン	50トン	1,801トン
7	ヨーグルト	17トン	4トン	13トン
		8.3トン	3.6トン	4.7トン
8	バターミルク	189トン	4トン	185トン
		8.7トン	4.3トン	4.4トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	11,817トン	45,329トン
		38,714トン	10,286トン	28,428トン
10	その他の乳製品	12,824トン	2,422トン	10,402トン
		6,805トン	1,915トン	4,890トン
11	バター	20,312トン	6,237トン	14,075トン
		10,290トン	5,998トン	4,292トン
12	雑豆	82,310トン	31,671トン	50,639トン
		35,917トン	13,725トン	22,192トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	1,719,241トン	4,128,620トン
		3,811,451トン	1,632,301トン	2,179,150トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	433,259 トン	833,073 トン
		299,910 トン	101,309 トン	198,601 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	136,196 トン	574,118 トン
		731,263 トン	136,196 トン	595,067 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	1,583 トン	240 トン
		901 トン	1,583 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	4,583 トン	8,928 トン
		2,922 トン	4,583 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	49,784 トン	116,727 トン
		164,385 トン	49,784 トン	114,601 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	4,985 トン	16,838 トン
		21,823 トン	4,985 トン	16,838 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	409 トン	1,437 トン
		1,025 トン	409 トン	616 トン
20	イヌリン	1,387 トン	408 トン	979 トン
		33 トン	8 トン	25 トン
21	落花生	38,113 トン	11,426 トン	26,687 トン
		24,025 トン	7,034 トン	16,991 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	15 トン	294 トン
		295 トン	15 トン	280 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	1,533 トン	8,723 トン
		3,336 トン	200 トン	3,136 トン
24	でん粉調製品	173 トン	96 トン	77 トン
		170 トン	96 トン	74 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	592 トン	5,155 トン
		1,182 トン	520 トン	662 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	3,639 トン	16,405 トン
		921 トン	519 トン	402 トン
28	繭	7.7 トン	0 トン	7.7 トン
		7.7 トン	0 トン	7.7 トン
29	生糸	437 トン	31 トン	406 トン
		433 トン	31 トン	402 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。